

令和 6 年度随意契約一覧表【総務部】

令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 6 月 3 0 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
課税課	富田林市定額減税調整給付金事務	令和6年4月15日	キャリアリンク株式会社	契約日の翌日　～　令和6年10月31日	31,858,200	令和6年度税制改正における定額減税と併せて実施する「調整給付」（定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を超過する者に対し、超過額の合算額を基礎として、1人あたり最大4万円を支給するもの。）を支給するもの。	地方自治法施行令167条の2第1項第5号	令和6年度のできるだけ早い段階で、給付対象者への速やかな支給が求められている事業であることに加え、令和5年度において本業務と類似した非課税世帯向け給付金業務を府内で受注した実績もあるため、事務について精通しており、当該業務も実施可能と判断したため。
課税課	定額減税調整給付金抽出業務	令和6年5月29日	日本電子計算株式会社 大阪支店	契約日の翌日　～　令和6年7月31日	990,000	本業務は、令和6年度税制改正における定額減税と併せて実施する「調整給付」（定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を超過する者に対し、超過額の合算額を基礎として、1人あたり最大4万円を支給するもの。）を支給するため、本市基幹系システムのプログラム作成等を行うものです。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムの開発業者かつ著作権を有する業者であり、他社が保守・改修等を行うことができないため。
課税課	富田林市家屋図及び固定資産評価図修正業務	令和6年6月13日	カンゼ航測株式会社	契約日の翌日　～　令和7年3月25日	7,150,000	固定資産評価図（土地）等修正、家屋図移動修正、固定資産業務支援システム設定、所要補正地番データ抽出等を行う業務	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムの導入業者であり、本市のシステムの内容や運用設定・機器の接続構成を熟知し、また、障害に対応した技術情報を備えており、迅速な障害対応を含む本業務の履行が可能なるため。
行政管理課	令和6年度　富田林市公用車管理等業務	令和6年4月1日	公益社団法人　富田林市 シルバー人材センター	令和6年4月1日　～　令和7年3月31日	3,530,839	富田林市公用車管理等業務	地方自治法施行令167条の2第1項第3号	高齢者等の雇用の安定等に関する法律により、公益社団法人富田林市シルバー人材センターを積極的に活用するため。
行政管理課	市管理地（大伴コミュニティ広場）除草業務	令和6年4月17日	公益社団法人　富田林市 シルバー人材センター	契約日の翌日　～　令和7年3月31日	577,755	市管理地（大伴コミュニティ広場）除草業務	地方自治法施行令167条の2第1項第3号	高齢者等の雇用の安定等に関する法律により、公益社団法人富田林市シルバー人材センターを積極的に活用するため。
行政管理課	市有財産売払い（若松町四丁目）	令和6年6月4日	株式会社ペントハウス	—　～　—	2,755,000	所有する敷地内に機能のない里道敷と水路敷があり、一体利用を目的として、土地売払い申請がありました。道路公園課において、周辺の地権者や里道の利用者である住民らも公用廃止に同意されており、市としてもこの土地は不要と判断しています。また旧里道・水路敷は単独での土地利用が困難なことから、隣接地所有者が活用する事が土地利用上も有効であると考えられます。なお売払い価格の決定に先立って、不動産鑑定を実施していますが、随意契約を前提として時価よりも有利な限定価格での価格査定を実施しています。	地方自治法施行令167条の2第1項第7号	市が用途廃止した売却予定財産（土地）が狭小等により単独利用に適さず、隣接地所有者は、一体利用することで処分財産をより高度に利用でき、市としても管理を要しなくなり有益であるため。
収納管理課	預貯金等取引照会の電子化業務（pipitLINQ）	令和6年4月1日	株式会社D A C S	令和6年4月1日　～　令和7年3月31日	693,000	行政機関と金融機関をつなぐ預貯金等取引照会電子サービス	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムの開発業者かつ著作権を有する業者であり、他社が保守・改修等を行うことができないため。
収納管理課	クレジット・スマホ決済時納付時納税証明書対応業務	令和6年5月1日	日本電子計算株式会社 大阪支店	契約日の翌日　～　令和6年6月15日	1,089,000	納税者がクレジットカードの提示やスマートフォンアプリ操作等により地方税の納付手続を行った場合、公金口座への入金前であっても、指定代理納付者からの情報その他地方団体の長が確実と認める方法により、納付手続が行われたことを確認した場合には、納税証明書を発行できるようにするためのシステム改修	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムの開発業者かつ著作権を有する業者であり、他社が保守・改修等を行うことができないため。
総務課	すばるホール連絡便業務	令和6年4月1日	公益社団法人　富田林市 シルバー人材センター	令和6年4月1日　～　令和7年3月31日	1,211,112	市役所とすばるホール間の連絡便の配送業務	地方自治法施行令167条の2第1項第3号	高齢者等の雇用の安定等に関する法律により、公益社団法人富田林市シルバー人材センターを積極的に活用するため。
総務課	令和6年度　市庁舎電気空調衛生設備運転管理業務	令和6年4月1日	管財サービス株式会社 富田林営業所	令和6年4月1日　～　令和6年5月31日 ※契約期間の変更により、契約期間が令和6年8月31日までとなっています。	1,526,800 ※契約期間変更後の契約金額：3,817,000円	市庁舎における建物・電気・空調・衛生設備の維持管理（運転・日常点検・保守管理）を行うもの。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	新庁舎建設に伴い、各設備機器（電気設備・空調設備・衛生設備）の切替が必要となりますが、この切替を実施するにあたり、休日時間外の限られた時間に的確かつ安全に実施することはもとより、突発的な不都合も発生することが想定されるため、現庁舎の設備機器を熟知している必要があります。契約相手方は、本業務を平成30年度から受注しており、現庁舎の設備機器を熟知しているため。
収納管理課 保険年金課 高齢介護課	富田林市コンビニエンスストア等収納代行業務（長期継続契約）	令和6年6月1日	株式会社N T T データ	令和6年6月1日　～　令和9年5月31日	31,987,000	平成21年4月より行っているコンビニエンスストア等収納代行	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムの開発業者かつ著作権を有する業者であり、他社が保守・改修等を行うことができないため。